

オフィス光電話サービス契約約款  
(コミュファ・光電話オフィスプラス)

平成30年10月10日

中部テレコミュニケーション株式会社

## 目 次

### 第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

第 2 条 (約款の変更)

第 3 条 (用語の定義)

### 第 2 章 オフィス光電話サービスの種類等

第 4 条 (オフィス光電話サービスの種類等)

### 第 3 章 オフィス光電話サービスの提供区域

第 5 条 (オフィス光電話サービスの提供区域)

### 第 4 章 契約

第 6 条 (契約の単位)

第 7 条 (オフィス光電話申込を行うことができる者の条件)

第 8 条 (オフィス光電話申込の方法)

第 9 条 (オフィス光電話申込の承諾)

第 10 条 (固定通信番号)

第 11 条 (通信チャネル)

第 12 条 (オフィス光電話サービスの提供開始日)

第 13 条 (オフィス光電話サービスの契約内容の変更)

第 14 条 (オフィス光電話サービスの利用の一時中断)

第 15 条 (オフィス光電話サービス利用権の譲渡禁止)

第 16 条 (契約者が行うオフィス光電話サービス契約の解除)

第 17 条 (当社が行うオフィス光電話サービス契約の解除)

第 17 条の 2 (破産等によるオフィス光電話サービス契約の解除)

第 18 条 (その他の提供条件)

### 第 5 章 付加機能

第 19 条 (付加機能の提供)

第 19 条の 2 (付加機能における電気通信番号) 第 20 条 (付加機能の廃止)

第 21 条 (付加機能の利用の一時中断)

### 第 6 章 端末設備の提供等

第 22 条 (端末設備の提供)

第 23 条 (端末設備の利用の一時中断)

第 24 条 (端末設備の利用の中止)

### 第 7 章 利用中止及び利用停止

第 25 条 (利用中止)

第 26 条 (利用停止)

### 第 8 章 音声通信

第 27 条 (音声通信の種類)

第 28 条 (音声通信の品質)

第 28 条の 2 (相互接続点との間の通話等)

第 29 条 (通信利用の制限等)

第 30 条 (通信時間等の制限)

第 31 条 (外国における取扱制限)

第 32 条 (国際通信の利用制限)

第 33 条 (音声通信時間の測定等)

第 34 条 (通信明細の記録)

第 34 条の 2 (当社の契約約款等による制約)

第 35 条 (発信固定通信番号通知)

### 第 9 章 料金等

第 36 条 (料金及び工事等に関する費用)

第 37 条 (利用料金の支払義務)

- 第 38 条 (通信料金の支払義務)
- 第 39 条 (工事費の支払義務)
- 第 39 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務)
- 第 40 条 (附帯サービスに関する料金)
- 第 41 条 (手続きに関する料金)
- 第 42 条 (債権の譲渡)
- 第 43 条 (料金の計算方法等)
- 第 44 条 (割増金)
- 第 45 条 (延滞利息)
- 第 45 条の 2 (相互接続通話の料金の取扱い)
- 第 45 条の 3 (協定事業者が定める相互接続通話の料金等の滞納措置)
- 第 45 条の 4 (協定事業者に係る債権の譲受等)

#### 第 10 章 保守

- 第 46 条 (契約者の維持責任)
- 第 47 条 (契約者の切分責任)
- 第 48 条 (修理又は復旧の順位)

#### 第 11 章 損害賠償

- 第 49 条 (責任の制限)
- 第 50 条 (免責)

#### 第 12 章 雑則

- 第 51 条 (承諾の限界)
- 第 52 条 (利用に係る契約者の義務)
- 第 52 条の 2 (他の電気通信事業者との利用契約の締結)
- 第 52 条の 3 (協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行)
- 第 53 条 (契約者以外の者の利用に係る義務)
- 第 54 条 (契約者の氏名等の通知)
- 第 55 条 (協定事業者又は特定事業者からの通知)
- 第 56 条 (番号ポータビリティ)
- 第 57 条 (電話帳への掲載)
- 第 58 条 (固定通信番号案内)
- 第 59 条 (番号情報の提供)
- 第 59 条の 2 (相互接続番号案内)
- 第 59 条の 3 (相互接続番号案内料金の支払義務)
- 第 60 条 (電報サービスの利用)
- 第 61 条 (天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)
- 第 62 条 (契約者に係る情報の利用)
- 第 63 条 (法令に規定する事項)
- 第 64 条 (閲覧)

#### 別記

- 1 オフィス光電話サービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 電気通信設備の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 電話帳の普通掲載

- 12 電話帳の掲載省略
- 13 技術資料の項目
- 14 情報提供
- 15 他の電気通信事業者との利用契約の締結

料金表

通則

- |     |              |
|-----|--------------|
| 第1表 | 料金           |
| 第2表 | 工事に関する費用     |
| 第3表 | 附帯サービスに関する料金 |
| 第4表 | 手続きに関する料金    |

附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、このオフィス光電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりオフィス光電話サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、光電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
音声通信	インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて伝送交換する通信
IP電話網	主として音声通信の用に供することを目的として、伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
オフィス光電話サービス	契約者の電話機等から音声その他の音響を電気通信回線を通じてインターネットプロトコルにより伝送交換して通信を行うサービス
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりオフィス光電話サービスに関する業務を行う事業所
サービス取扱所	(1) オフィス光電話サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりオフィス光電話サービスに関する契約事務を行う者の事業所
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社

	以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に し締 結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接 続に 係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
オフィス光電話サー ビス契約	当社からオフィス光電話サービスの提供を受けるための 契約
オフィス光電話申込 申込者	オフィス光電話サービス契約の申込み オフィス光電話サービス契約の申込みをした者
契約者	当社とオフィス光電話サービス契約を締結している者
オフィス光ネットサー ビス契約約款	当社が別に定めるオフィス光ネットサービス契約約款
オフィス光ネットサー ビス	オフィス光ネットサービス契約約款に定めるオフィス光 ネットサービス
IP利用回線	オフィス光ネットサービスに係る電気通信回線であっ て、オフィス光電話サービス契約に係るもの
IP利用回線等	(1) IP利用回線 (2) 当社以外の電気通信事業者が提供する電話サー ビスの用に供している回線
サービス接続点	IP電話網と当社の他の電気通信サービスに係る電気通 信設備との接続点
電気通信番号	電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場 所と受信の場所との間を接続するために電気通信設備を 識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内 容を識別するために用いる番号、記号その他符号
固定通信番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第 1項第1号に規定する電気通信番号
IP通信番号	電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第10条 第1項第2号に規定する電気通信番号
IP電話設備	当社及び協定事業者が設置する電気通信設備であって、 電IP通信番号により識別されるもの
端末設備	IP利用回線の一端に接続される電気通信設備であっ て、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の 構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物 内にあるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備（IP利用回線の一端に接続さ れる電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他 の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内 を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。）
自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電 気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端 末設備等の接続の技術的条件
利用の一時中断	オフィス光電話サービス又は付加機能に係る電気通信設 備等を他に転用することなく、一時的に利用できないよ うにすること

オフィス光電話サービス利用権	契約者がオフィス光電話サービス契約に基づいて、オフィス光電話サービスの提供を受ける権利
サービスを全く利用できない状態	オフィス光電話サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
番号ポータビリティ	第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条表二項に規定する「利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができる」こと
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 オフィス光電話サービスの種類等

(オフィス光電話サービスの種類等)

第4条 オフィス光電話サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
オフィス光電話サービス	I P 電話網及び I P 利用回線を使用して音声通信を行うサービス

2 オフィス光電話サービスの提供は、オフィス光ネットサービスとセットでの提供に限ります。

### 第3章 オフィス光電話サービスの提供区域

(オフィス光電話サービスの提供区域)

第5条 当社のオフィス光電話サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第4章 契約

### (契約の単位)

第6条 当社は、1のIP利用回線につき1のオフィス光電話サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1のオフィス光電話サービス契約につき1人に限ります。

### (オフィス光電話申込を行うことができる者の条件)

第7条 オフィス光電話申込みを行うことができる者は、同時に当社が別に定めるIP利用回線に係る契約申込みを行う者に限ります。

### (オフィス光電話申込の方法)

第8条 オフィス光電話申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行う光電話プラスサービス取扱所サービス取扱所に提出していただきます。

### (オフィス光電話申込の承諾)

第9条 オフィス光電話サービス契約は、オフィス光電話申込みに対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、その申込を承諾しないことがあります。この場合において、承諾しなかったときは、当社は申込者に対し、その旨を通知します。なお、各号のいずれかによるものは、当社は申込者に開示しないものとします。

- (1) オフィス光電話サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者がオフィス光電話サービス又はIP利用回線の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込者が第26条（利用停止）の規定のいずれかに該当し、オフィス光電話サービスの利用を停止されている、又は契約解除を受けたことがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (5) その他オフィス光電話サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

### (固定通信番号)

第10条 当社は、契約者に、1のオフィス光電話サービス契約について1の固定通信番号を、当社が別に定めるところにより付与します。ただし、第56条（番号ポータビリティ）の規定による場合は、この限りではありません。

2 IP利用回線の移転等により、そのオフィス光電話サービス契約の固定通信番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、固定通信番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、固定通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

### (通信チャネル)

第11条 当社は、契約者に、1のオフィス光電話サービス契約について3の通信チャネルを設定します。この場合、契約者は3の音声通信を行うことができます。

### (オフィス光電話サービスの提供開始日)

第12条 オフィス光電話申込みに基づき、当社が別に定める日をもってオフィス光電話サービスの提供を開始した日とします。

(オフィス光電話サービスの契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から請求があったとき(別記2及び別記3に定める変更を含みます。)は、第8条(オフィス光電話申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(オフィス光電話申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(オフィス光電話サービスの利用の一時中断)

第14条 当社は、次の場合には、オフィス光電話サービスの利用の一時中断を行います。

(1) 契約者から請求があったとき。

(2) そのIP利用回線に係る利用の一時中断があったとき。

(オフィス光電話サービス利用権の譲渡禁止)

第15条 契約者は、オフィス光電話サービス利用権を譲渡することはできません。

(契約者が行うオフィス光電話サービス契約の解除)

第16条 契約者は、オフィス光電話サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行うオフィス光電話サービス契約の解除)

第17条 当社は、次の場合には、オフィス光電話サービス契約を解除することがあります。

(1) 第26条(利用停止)の規定により、オフィス光電話サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) IP利用回線に係る契約の解除、又は細目又は区別の変更に伴い、第7条(オフィス光電話申込を行うことができる者の条件)の規定を満たさなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったとき。

2 当社は、契約者が第26条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第26条(利用停止)の規定にかかわらず、オフィス光電話サービスの利用停止をしないでオフィス光電話サービス契約を解除することがあります。

3 IP利用回線に関して次の事項に該当する場合に、オフィス光電話サービス契約を解除します。

(1) 契約者が、IP利用回線の契約を締結している者と同一でないことについて、当社がその事実を知ったとき

(2) そのIP利用回線に係る契約の解除があったとき又はその事実を知ったとき。

(3) そのIP利用回線が、移転によりオフィス光電話サービスの提供区域外となったとき。

4 当社は、前三項の規定によりオフィス光電話サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

(破産等によるオフィス光電話サービス契約の解除)

第17条の2 当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのオフィス光電話サービス契約を解除します。

(その他の提供条件)

第18条 オフィス光電話サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2、3、5から9まで及び14に定めるところによります。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表(料金)に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、オフィス光電話サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、第26条(利用停止)の規定によりオフィス光電話サービスの利用停止をされている、又は当社が行うオフィス光電話サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した契約者が第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表(料金)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

3 付加機能の利用の請求に基づき、当社が別に定める日をもって付加機能の提供を開始した日とします。

4 当社は、付加機能を利用することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

### (付加機能における電気通信番号)

第19条の2 付加機能における電気通信番号は、料金表に定める電気通信番号追加サービスの契約ごとに、固定通信番号又はIP通信番号を当社は別に定める方法により定めます。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、付加機能における電気通信番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、付加機能における電気通信番号を変更する場合には、あらかじめそのことを付加機能の契約者にお知らせします。

### (付加機能の廃止)

第20条 当社は、その付加機能の提供を受けている契約者から、オフィス光電話サービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったときには付加機能を廃止します。

2 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

### (付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。ただし、料金表第1表(料金)に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。

## 第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第22条 当社は、オフィス光電話サービスの提供に必要となる端末設備を料金表第1表(料金)に定めるところにより提供します。

2 当社は、前項の規定により提供する端末設備が、IP利用回線に接続されている場合においてその状態の監視及びオフィス光電話サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行うことがあります。契約者は、これを承諾していただきます。

3 端末設備の設置場所の提供については、別記5(電気通信設備の設置場所の提供等)に定めるところによります。

(端末設備の利用の一時中断)

第23条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断を行います。

(端末設備の利用の中止)

第24条 当社は、保守上又は工事上やむを得ないときは、端末設備の利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により端末設備の利用の中止をするときには、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、端末設備の利用中止後すみやかに通知するものとします。

## 第7章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第25条 当社は、次の場合には、オフィス光電話サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき（協定事業者から請求があったものを含みます）。
- (2) 第29条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) IP利用回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。以下同じとします。）を発生させることにより、現に音声通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (4) IP利用回線が利用中止になったとき。
- (5) 協定事業者の電気通信設備を経由する音声通信が、全く利用できなくなったとき。

2 当社は、前項の規定によりオフィス光電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第26条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（(1)の場合は、そのオフィス光電話サービスの料金等が支払われるまでの間）、そのオフィス光電話サービスの利用を停止することがあります。

- (1) オフィス光電話サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の電気通信サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第52条（利用に係る契約者の義務）又は第53条（契約者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき。
- (4) IP利用回線に係る契約約款等の規定により、そのIP利用回線が利用停止となったとき。

2 当社は、前項の規定によりオフィス光電話サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、第1項第3号の規定により、オフィス光電話サービスの利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

## 第8章 音声通信

(音声通信の種類)

第27条 音声通信の種類は、料金表に定めるところによります。

(音声通信の品質)

第28条 オフィス光電話サービスに係る音声通信の総合品質は、そのIP利用回線の利用形態等により、変動することがあります。

(相互接続点との間の通話等)

第28条の2 相互接続点を経由する通話（以下「相互接続通話」といいます。）は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通話に限り行うことができる者としてします。

2 相互接続を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信利用の制限等)

第29条 当社は、オフィス光電話サービスに係る音声通信が著しくふくそうし、オフィス光電話サービスに係る音声通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とするオフィス光電話サービスに係る音声通信、及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とするオフィス光電話サービスに係る音声通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関で利用しているオフィス光電話サービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。）以外のものによるオフィス光電話サービスに係る音声通信の利用を中止する措置（特定の地域への音声通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 音声通信が著しくふくそうしたときは、又はその音声通信があらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなった時は、音声通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第30条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

(外国における取扱制限)

第31条 国際通信の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(国際通信の利用制限)

第32条 契約者は、コールバックサービス（IP利用回線から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、次の方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で国際通信を行ってはなりません。

区 別	方式の概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、契約者がコールバックの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際し、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

(音声通信時間の測定等)

第33条 音声通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

(通信明細の記録)

第34条 契約者は、当社が通信時間の測定等のためにその通信の明細を記録することを承諾していただきます。

(当社の契約約款等による制約)

第34条の2 契約者は、当社の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、オフィス光電話サービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、オフィス光電話サービスに係る通信を行うことはできません。

(発信固定通信番号通知)

第35条 IP利用回線からIP利用回線等への音声通信については、そのIP利用回線の固定通信番号を着信先のIP利用回線等へ通知します。ただし、次の音声通信等については、この限りではありません。

- (1) 音声通信等の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う音声通信等
- (2) 発信者番号非通知機能の提供を受けている固定通信番号に係る自営端末設備から行う音声通信等（当社が別に定める方法により行う音声通信を除きます。）
- (3) その他当社が別に定める場合

2 前項の規定に係わらず、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号に対して行う通信については、その発信固定通信番号等（発信固定通信番号、その通信の発信元に係る契約者の氏名若しくは名称、並びに住所若しくは居所をいいます。）を着信先のIP利用回線等へ通知することがあります。

3 本条第1項又は第2項の場合において、固定通信番号等を着信先のIP利用回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、第48条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(注) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う音声通信は、

音声通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う音声通信とします。

## 第9章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第36条 当社が提供するオフィス光電話サービスの料金は、利用料金、通信料金、  
 附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)、  
 第3表(附帯サービスに関する料金)及び第4表(手続きに関する料金)に定め  
 るところによります。

なお、利用料金は、当社が提供するオフィス光電話サービスの態様に応じて、  
 月額基本料、端末設備利用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

2 当社が提供するオフィス光電話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、  
 料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第37条 契約者は、オフィス光電話サービス契約に基づいて、当社がオフィス光  
 電話サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備等についてはその提供  
 を開始した日)から起算して、オフィス光電話サービス契約の解除があった日(付  
 加機能又は端末設備等についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供  
 を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間としま  
 す。)について、料金表第1表第1(利用料金)に規定する料金を支払っていただ  
 きます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりオフィス光電話サービスを利用  
 することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合には、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。

ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一  
 時中断又は利用停止があったときは、最大12料金月に限り、その料金月の利  
 用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

ア 利用の一時中断をしたとき

イ 利用停止があったとき

(2) 前号の規定のほか、契約者は、次の場合を除き、オフィス光電話サービスを  
 利用できなかった期間中の料金を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によ り、サービスを全く利用できない状態 が生じた場合(2欄に該当する場合を 除きます。)に、そのことを当社が知 った時刻から起算して、24時間以上 その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利 用できなかった時間(24時間の倍数で ある部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に 対応するそのオフィス光電話サービ スについての料金。
2 移転に伴って、オフィス光電話サー ビスを利用できなくなった期間が生 じたとき(契約者の都合によりオフィ ス光電話サービスを利用しなかった 場合であって、その設備を保留したと きを除きます。)	利用できなくなった日から起算して、再 び利用できる状態とした日の前日ま での日数に対応するそのオフィス光電 話サービスについての料金。
3 当社の故意又は重大な過失により そのオフィス光電話サービスをまっ たく利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利 用できなかった時間について、その時間 に対応するそのオフィス光電話サービ スについての料金
4 第26条第1項(5)の規定により 利用中止をしたとき	利用中止をした日から起算し、再び利 用できる状態とした日の前日までの日 数に対応するそのオフィス光電話サービ

	スについての料金
--	----------

- 3 当社は、支払いを要しない料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定に係わらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（通信料金の支払義務）

- 第38条 契約者は、音声通信について、当社が測定した音声通信時間と料金表第1表（料金）第2（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金を支払っていただきます。
- 2 相互接続通話の料金の支払義務については、前項の規定にかかわらず、第45条の2（相互接続通話の料金の取扱い）に規定するところによります。
- 3 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）第2（通信料金）に定めるところにより算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（工事費の支払義務）

- 第39条 契約者は、オフィス光電話申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にそのオフィス光電話サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

- 第39条の2 契約者は、第10条（固定通信番号）及び第19条の2（付加機能における電気通信番号）の規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表に規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

（附帯サービスに関する料金の支払義務）

- 第40条 契約者は、オフィス光電話サービスに係る附帯サービスの申込みを行い、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。

（手続きに関する料金の支払義務）

- 第41条 契約者は、オフィス光電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表（手続きに関する料金）に規定する料金を支払っていただきます。

（債権の譲渡）

- 第42条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

（料金の計算方法等）

- 第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第44条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として、当社が定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第45条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(相互接続通話の料金の取扱い)

第45条の2 契約者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通話に関する料金の支払いを要します。  
2 前項の規定において、相互接続通話に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

(協定事業者が定める相互接続通話の料金等の滞納措置)

第45条の3 当社は、契約者が、第45条の2（相互接続通話の料金の取扱い）の規定により、協定事業者が定める相互接続通話の料金のうち当社が請求することとなる料金を当社が定める支払期日までに支払わないときは、そのIP利用回線の電話番号及びその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第45条の4 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結している契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は債権譲渡の請求を省略するものとします。  
2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するオフィス光電話サービスの料金とみなして取扱します。

## 第10章 保守

(契約者の維持責任)

第46条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

2 契約者(I P利用回線を介して他社の電気通信設備に接続する場合に限り)は、総合品質を維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第47条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がI P利用回線に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社はサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第48条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合には、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第30条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。

順位	機関名
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したI P利用回線について、暫定的にその固定通信番号を変更することが

あります。

## 第 1 1 章 損害賠償

(責任の制限)

第 4 9 条 当社は、オフィス光電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのオフィス光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、オフィス光電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオフィス光電話サービスに係る次の料金の合計額（そのオフィス光電話サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1（利用料金）に規定する料金

(2) 料金表第 1 表第 2（通信料金）に規定する料金（サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月における 1 日平均の通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりオフィス光電話サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第 1 表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注 1) 第 2 項に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、サービスを全く利用できない状態が生じた日以前の実績が把握できる期間における 1 日平均の通信料金とします。

(注 2) 第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取扱います。

(免責)

第 5 0 条 当社は、オフィス光電話サービスに係る設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。

## 第 1 2 章 雑則

(承諾の限界)

第 5 1 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 5 2 条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
  - (4) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、商業的宣伝若しくは勧誘の通信をする又は商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした IP 利用回線への発信を誘導する行為を行わないこと。
  - (5) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用い、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある通信を行わないこと。
  - (6) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、オフィス光電話サービスを利用しないこと。
  - (7) オフィス光電話サービス契約に係る IP 利用回線の契約を締結している場所と異なる場所で端末設備を利用しないこと。
  - (8) 第 2 2 条（備端末設備の提供）により提供する端末設備以外を IP 利用回線に接続し利用しないこと。
  - (9) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (10) 当社にオフィス光電話サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
  - (11) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
  - (12) 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- (注) 亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装 置 種 別	費用の額 (1 装置・1 回につき)
---------	-----------------------

光電話ゲートウェイ(アナログインタフェース)、光電話ゲートウェイ(BRIインタフェース)、光電話スイッチ	150,000円
--	----------

(他の電気通信事業者との利用契約の締結)

第52条の2 オフィス光電話申込の承諾を受けた者は、別記15に定める電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款及び料金表等の規定に基づいて、その電気通信事業者と別記15に定める利用契約を締結したことになります。

ただし、オフィス光電話申込の承諾を受けた者から、その電気通信事業者に対してその利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により、利用契約を締結したオフィス光電話申込の承諾を受けた者は、そのIP利用回線において該当する電気通信事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、そのオフィス光電話申込の承諾を受けた者は、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款及び料金表等に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金の回収代行)

第52条の3 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社が協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第53条 契約者は、そのIP利用回線を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用について、そのIP利用回線を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、そのIP利用回線に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのIP利用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第46条(契約者の維持責任)

イ 第47条(契約者の切分責任)

ウ 別記6(自営端末の設備の接続)

エ 別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記8(自営電気通信設備の接続)

カ 別記9(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者の氏名等の通知)

第54条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（協定事業者からの請求については、その協定事業者とオフィス光電話サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び固定通信番号をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第55条 契約者は、当社が、オフィス光電話サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(番号ポータビリティ)

第56条 契約者が、電話サービスの提供を受ける電話事業者を協定事業者から変更し、あらかじめ、当社に番号ポータビリティの申込みをした場合において、その協定事業者から契約者に付与された電気通信番号（一般加入電話に限ります。）を変更することなく、当社のオフィス光電話サービスの提供を受けることができるようにします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- (1) 番号ポータビリティを実施することが技術上困難なとき
- (2) 契約者が協定事業者と契約しているサービスの提供場所が変更となる時
- (3) 協定事業者の業務の遂行上支障があるとき
- (4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

(電話帳への掲載)

第57条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、当社が付与した固定通信番号を電話帳（西日本電信電話株式会社が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）への掲載を行います。

(注) 別に定めるところは、別記11及び12に定めるところによります。

(電話番号案内)

第58条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が付与した固定通信番号を、当社が別に定める協定事業者の契約約款等に定める電話番号案内において案内を行います。

(注) 電話帳への掲載を省略されているもの（契約者から案内を行ってほしい旨の請求があるものを除きます。）については固定通信番号の案内は行いません。

(番号情報の提供)

第59条 当社は、当社の番号情報（電話帳記載又は固定通信番号案内に必要な情報（第57条（電話帳への掲載に関する手続き）及び前条（固定通信番号案内）の規定により電話帳掲載及び固定通信番号案内を行うこととなった固定通信番号に係る情報に限ります。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために西日本電信電話株式会社が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。）に登録します。

2 前項の規定により登録した番号情報は、電話番号情報データベースを設置する西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は固定通信番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供します。

(注1) 当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2) 第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第152号)」等の法令に違反して番号情報を目的外に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注4) 固定通信番号案内のみを行うものとした番号情報については、固定通信番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に提供します。

(相互接続番号案内)

第59条の2 契約者は、IP利用回線から相互接続番号案内(相互接続点を介して当社が別に定める協定事業者が提供する電話番号案内に接続し、電話番号案内を利用することをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 相互接続番号案内への接続は固定通信番号の利用に限ります。

(注) 当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び株式会社KDDIエボルバです。

(相互接続番号案内料金の支払義務)

第59条の3 契約者は、相互接続番号案内を利用の都度、料金表第1表第2(通信料金)に規定する相互接続番号案内への着信に係るもの料金の支払いを要します。

2 契約者は、そのIP利用回線により契約者以外の者が行った通信に係る相互接続番号案内への着信に係るもの料金についても、当社に責任を負わなければなりません。

(電報サービスの利用)

第60条 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の定めに基づく電報サービスを利用することができます。

2 契約者は、前項の規定により電報サービスを利用した場合に生じた債権を当社が協定事業者から譲り受けることを承諾していただきます。この場合、当社は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3 前項の規定により当社が協定事業者から譲り受けた債権額は、協定事業者の料金表の定めに基づき算定した額とし、その他の取扱いについては、この約款の定めるところによります。

(注) 当社が別に定める協定事業者は西日本電信電話株式会社とします。

(天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス)

第61条 当社が別に定める協定事業者の天気予報サービスとの接続を提供します。

区分	内容	電話番号
天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177

2 当社が別に定める協定事業者の時報サービスとの接続を提供します。

区分	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

3 契約者の固定通信番号での発信に限り、当社が別に定める協定事業者の災害用伝言サービスとの接続を提供します。

区分	内容	電話番号
災害用伝言ダイヤルサービス	災害が発生した場合等に、協定事業者の定める通信について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス。	171

4 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通信について、天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、一定時間をもって、その通信を打ち切ります。

(注1) 本条第1項の当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(注2) 本条第2項の当社が別に定める協定事業者はKDDI株式会社とします。

(注3) 本条第3項の当社が別に定める協定事業者は東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社とします。

(契約者に係る情報の利用)

第62条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、固定通信番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者又は提携事業者のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社、協定事業者又は提携事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、オフィス光電話サービス提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第63条 オフィス光電話サービスの提供又は利用にあたり、別記6から10の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第64条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、当社は、閲覧に供します。

## 別記

### 1 オフィス光電話サービスの提供区域

- (1) オフィス光電話サービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。

市町村の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県（富士川以西）

- (2) 当社のオフィス光電話サービスは、次の区間において提供します。     ア   I  
P利用回線相互間  
イ   I P利用回線とサービス接続点  
ウ   I P利用回線と相互接続点

### 2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、速やかにサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 契約者は、I P利用回線に係る契約者連絡先電話番号に変更又は廃止があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に通知していただきます。  
ただし、変更又は廃止があったにもかかわらず契約者が通知を怠り、当社が当該事実を知ったときは、当該事実に関する変更又は廃止に係る通知があったものとみなします。
- (3) (1) 若しくは(2) の通知があったときは、当社は、その通知があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

### 4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

### 5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) I P利用回線の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契

約者から提供していただきます。

- (2) 当社がオフィス光電話サービス契約に基づいて提供する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

## 6 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営端末設備を接続することができます。この場合において、電気通信事業法（以下事業法といいます。）第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器（端末機器の技術基準適合認定に関する規則（昭和60年郵政省令第29号）第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。又は技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合していないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号。以下「工事担任者規則」といいます。）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営端末設備をとりはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、IP利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をIP利用回線から取り外していただきます。

## 8 自営電気通信設備の接続

(1) 契約者は、そのIP利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIP利用回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更しようとするときも、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのIP利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

#### 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IP利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

#### 10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

#### 11 電話帳の普通掲載

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係る当社が別に定める電気通信番号を電話帳に普通掲載として次の事項を記載します。
- ア 契約者又はその契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
  - イ 契約者又はその契約者が指定する者の職業（協定事業者が定める職業区分によるものとします。）のうち1
  - ウ IP利用回線の終端のある場所（契約者又はその契約者が指定する者の住所又は居所による掲載の請求があった場合で、当社がIP利用回線の終端の場所による掲載が適当でないと認めたときは、その請求があった場所）
- (2) (1)に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
- (3) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼす恐れがあるときは、(1)の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。
- (4) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）第1（電話帳掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

#### 12 電話帳の掲載省略

- (1) 当社は、別記11（電話帳の普通掲載）の規定にかかわらず、IP利用回線に音声通信の機能を有しない端末設備が接続されている場合であって、別記11（電話帳の普通掲載）の(1)のアからウに規定する事項に加えてその端末設備の種類について協定事業者が定める記号等を普通掲載として掲載することについて契約者の承諾が得られないときは、電話帳への掲載を省略することが

あります。

(2) 当社は、(1)に規定する場合のほか、契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

### 1.3 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電气的条件
- (3) 論理的条件

### 1.4 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

### 1.5 他の電気通信事業者との利用契約の締結

契約相手となる電気通信事業	契約約款の名称
KDDI株式会社	電話サービス契約約款に規定する第2種一般電話等契約
西日本電信電話株式会社	電話サービス契約約款、電報サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	電話等サービス契約約款

別表 オフィス光電話サービスにおける基本的な技術的事項

第22条第1項により当社が提供する端末設備

品目	インターフェース条件
100Mb/s	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 標準 8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクター)
電話	アナログ電話 (RJ-11 6 ピンモジュラーコネクター)
	ISDN 電話 BRI (Basic Rate Interface, 基本インタフェース) (ISO 標準 IS8877 準拠 RJ-45 8 ピンモジュラーコネクター)

# 料 金 表

## 料金表 通 則

(料金の計算方法等)

- 1 オフィス光電話サービス契約に関する料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金は、このオフィス光電話サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がそのオフィス光電話サービス契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)は暦月に従って、また通信料金は料金月(1の暦日の起算日(当社がオフィス光電話サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 3 オフィス光電話サービス又は付加機能若しくは附帯サービスの提供の開始があったとき(当該月に、その提供の廃止があったときは除きます。)は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 4 オフィス光電話サービス契約の解除、又は付加機能の廃止、若しくは附帯サービス契約の解除があったときは、その解除又は廃止した日の前日(解除又は廃止をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除又は廃止の当日とします。)を含む当該料金月の月額利用料を全額支払っていただきます。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (2) 第37条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第37条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 7 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 10 契約者は、料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金又は手続きに関する料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従

って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

13 第37条(利用料金の支払義務)から第41条(手続きに関する料金の支払義務)までの規定により料金表に定める料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金及び手続きに関する料金について支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、料金表に定める国際通信に係る利用料については、この限りではありません。

(注1) 13において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用、附帯サービスに関する料金又は手続きに関する料金を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

## 第1表 料金

### 第1 利用料金

#### 1 適用

区分	内容
(1) 月額基本料の適用	当社は、1のオフィス光電話契約ごとに1の月額基本料を適用します。
(2) 端末設備に係る料金の適用	当社は、1のオフィス光電話契約ごとに1以上の端末設備を提供し、2（料金額）に規定する端末設備利用料を適用します。
(3) 付加機能を提供した場合の付加機能使用料の適用	付加機能を提供した場合には、2（料金額）に規定する付加機能使用料を適用します。
(4) ユニバーサルサービスに係る料金の適用	当社は、オフィス光電話サービスに係る固定通信番号及び2（料金額）に規定する付加機能に係る固定通信番号並びにIP通信番号（以下「番号等」といいます。）について、1の番号等ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づき当社が定める料金をいいます。）を適用します。

## 2 料金額

### 2-1 月額基本料

料 金 種 別	料 金 額 (1 契約ごとに月額)
オフィス光電話サービス	無料

### 2-2 端末設備利用料

区分	単位	料金額
光電話ゲートウェイ（アナログインタフェース）利用料	1 台ごとに	1,000円
光電話ゲートウェイ（BRIインタフェース）利用料	1 台ごとに	1,000円
光電話スイッチ利用料	1 台ごとに	400円
<p>備考</p> <p>ア 光電話ゲートウェイ（アナログインタフェース）及び光電話ゲートウェイ（BRIインタフェース）を合わせて2台以上設置する場合、2台目以降について、1台ごとに500円（消費税および地方消費税相当額別途）を減額します。</p> <p>イ 光電話ゲートウェイ（アナログインタフェース）と光電話ゲートウェイ（BRIインタフェース）を各1台設置する場合は、通信チャンネルの契約が5以上必要となります。</p> <p>ウ 光電話スイッチは、1のIP利用回線につき1台までとします。</p>		

### 2-3 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (1 機能ごとに月額)
(1) 発信者番号非通知機能	1 の IP 利用回線ごとに	無料
備考	<p>ア 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ 通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。</p> <p>ウ 電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第11号に規定する緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルして行う通信については、第35条（発信固定通信番号通知）第2項の規定によります。</p>	
(2) 発信者番号表示機能（発信者番号表示サービス）	1 の IP 利用回線ごとに	1,200円

	備考	ア 当社は、1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。 イ この機能を利用するにあたっては、発信電気通信番号等の表示ができる自営端末設備が必要となります。	
(3) 非通知着信拒否機能 (非通知着信拒否サービス)		そのIP利用回線へ発信電気通信番号が通知されない着信に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に対応する機能	1のIP利用回線ごとに 600円
	備考	ア 当社は、発信者番号表示機能を利用している1のIP利用回線ごとに1の機能を提供します。 イ 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する音声通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。	
(4) 固定通信番号追加機能 (プラスナンバー)		第10条(固定通信番号)に基づきIP利用回線に付与した固定通信番号とは別に、新たな固定通信番号を追加する機能	追加する1の固定通信番号ごとに 100円
	備考	ア 当社は1のIP利用回線に最大31の固定通信番号を追加します。(合計で最大32の固定通信番号が利用可能となります。) イ 追加した固定通信番号に関するその他の取り扱いについては、第10条(固定通信番号)で付与した固定通信番号の扱いに準ずるものとします。	
(5) 複数同時通信機能 (プラスチャンネル)		1のIP利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加する機能	追加する1の通信チャンネルごとに 400円
	備考	ア 当社は1のIP利用回線に最大5の通信チャンネルを追加します。(合計で最大8の通信チャンネルが利用可能となります。)	
(6) 転送電話機能 (転送電話サービス)		そのIP利用回線へ着信する音声通信を、あらかじめ指定された他のIP利用回線等(当社と接続している電気通信事業者のIP利用回線を含みます)に自動的に転送する機能	1の固定通信番号ごとに 500円

	備考	<p>ア 当社は、1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等、通常と異なる利用形態となるときは、音声通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>ウ この機能に係る転送先の契約者等から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>エ この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能に係るIP利用回線への音声通信とそのIP利用回線から転送先の番号への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の発信者のIP利用回線から申込者の指定する場所への音声通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態とした時刻から起算します。</p> <p>オ この機能により、転送させる条件及び転送先電気通信番号の設定については、当社が別に指定する方法によります。</p> <p>カ 当社は、この欄のウにおける当社が行う転送の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		
(7) 転送電話選択機能 (転送電話選択サービス)	そのIP利用回線に着信するあらかじめ登録された電気通信番号からの音声通信に限り転送電話機能を可能とする機能	1の固定通信番号ごとに	200円	
	備考	<p>ア 当社は、転送電話機能を利用している1の固定通信番号ごとに1の機能を提供します。</p> <p>イ この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等、通常と異なる利用形態となるときは、音声通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>ウ この機能に係る転送先の契約者等から、その転送される音声通信について間違い電話のため、その転送が行われないようにして欲しい旨の申し出があつて、当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>エ この機能に係る音声通信については、発信者からこの機能に係るIP利用回線への音声通信とそのIP利用回線から転送先の電気通信番号への音声通信の2の音声通信として取り扱います。この場合の発信者のIP利用回線から申込者の指定する場所への音声通信時間については、転送先に転送して音声通信ができる状態とした時刻から起算します。</p> <p>オ この機能により、登録する電気通信番号、転送させる条件及び転送先電気通信番号の設定については、当社が別に指定する方法によります。</p> <p>カ 契約者がこの機能の提供を受けるとき、転送電話機能と同時に利用することはできません。転送電話選択機能を起動すると転送電話機能は停止します。</p> <p>キ 当社は、この欄のウにおける当社が行う転送の中止を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		

(8) IP 通信 番号追加 機能 (050オ プション サービス (固定))	IP 通信番号を付与す る機能	1 の IP 通 信番号ごと に	300円
	備 考	<p>ア 本表(1)から(7)までに規定する各付加機能を利用する固定通信番号に、この機能により IP 通信番号を追加した場合は、その IP 通信番号からの発信又は、その IP 通信番号への着信についても各付加機能の利用が可能となります。</p> <p>イ その他の事項については、第10条(固定通信番号)、第35条(発信固定通信番号通知)、第48条(修理又は復旧の順位)、第54条(契約者の氏名等の通知)、第62条(契約者に係る情報の利用)及び第2表工事費に規定する固定通信番号を IP 通信番号と読み替えて適用するものとします。</p> <p>ただし、この場合において、番号ポータビリティ及び電話帳への掲載に関する規定は除外するものとします。</p>	

#### 2-4 ユニバーサルサービス料

料 金 種 別	料 金 額 (1の番号等ごとに月額)
ユニバーサルサービス料	2円

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 音声通信の種類	<p>音声通信には次の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="614 376 1364 1216"> <thead> <tr> <th data-bbox="614 376 874 407">種 類</th> <th data-bbox="874 376 1364 407">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="614 407 874 846">1 オンネット通信</td> <td data-bbox="874 407 1364 846">                     (ア) IP利用回線相互間の音声通信                      (イ) 当社がオフィス光電話サービス契約約款で提供する050電話利用回線との音声通信                      (ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信                      (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 846 874 920">2 オフネット通信</td> <td data-bbox="874 846 1364 920">オンネット通信及び国際通信以外の通信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 920 874 1216">3 国際通信</td> <td data-bbox="874 920 1364 1216">IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がオフィス光電話サービス契約約款で提供する050電話利用回線との音声通信 (ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信	2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信	3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信
種 類	内 容								
1 オンネット通信	(ア) IP利用回線相互間の音声通信 (イ) 当社がオフィス光電話サービス契約約款で提供する050電話利用回線との音声通信 (ウ) 付加機能としてIP通信番号追加機能を利用したIP利用回線から当社が別に定める協定事業者のサービスへの音声通信 (エ) IP利用回線からサービス接続点への音声通信								
2 オフネット通信	オンネット通信及び国際通信以外の通信								
3 国際通信	IP利用回線から当社が別に定める電気通信事業者（電気通信番号規則第14条第1号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の電気通信回線を介した本邦外の国若しくは地域への音声通信								
(2) 音声通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間は、双方のIP利用回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者からの通信終了の信号を受けてその通信ができない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>(ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時音声通信ができなかった時間</p> <p>(イ) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信を打ち切ったときは、その通信ごとに適用される2（料金額）に規定する秒数に満たない端数の通信時間</p> <p>ウ 当社は、アの規定に係わらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとします。</p>								
(3) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 前12料金月の実績を把握することができる場合機器の故障等により正しく算定することができなかった期間の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があった</p>								

	と認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (イ) ア以外の場合 把握可能な実績に基づきアに準じて算出した額
(4) 音声通信に関する料金の減免	次の音声通信については、第37条(通信料金の支払義務)第1項にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (1) 緊急通報に関する電話番号(110, 118又は119番)への音声通信 (2) 電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等のためにサービス取扱所等に設置されている電気通信設備のうち、当社が指定したものへの音声通信
(5) 相互接続番号案内に係る料金の適用	ア 相互接続番号案内に係る料金額は、当社及び協定事業者のサービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2(料金額)オ(相互接続番号案内に係るもの)に定める額を適用します。 イ 相互接続番号案内に係る料金の免除に係る取り扱い及び相互接続番号案内に係る料金額の支払いを要しない場合の取り扱いについては、協定事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。

## 2 料金額

### (1) オフネット通信に係るもの

#### ア イ、ウ、エ、オ及びカ以外のもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうちイ、ウ、エ、オ及びカ以外のオフネット通信に係るもの	1 音声通信につき 180秒までごとに	8円

#### イ 携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうち携帯・自動車電話事業者への発信に係るもの	1 音声通信につき 60秒までごとに	18円

#### ウ PHS事業者への発信に係るもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうちPHS事業者への発信に係るもの	1 音声通信につき 90秒までごとに	20円

#### エ IP電話設備に係るもの

区 分	単 位	料金額
オフネット通信のうちIP電話設備への着信に係るもの	1 音声通信につき 180秒までごとに	8円

#### オ 相互接続番号案内に係るもの

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

相互接続番号案内に係るもの	1の電話番号案内ごとに	200円
---------------	-------------	------

カ 災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの

区 分	単 位	料金額
災害用伝言ダイヤルサービスに係るもの	1音声通信につき180秒までごとに	30円

(2) 国際通信に係るもの

区 分		料金額 (1の通信ごとに、60秒までごとに)
取 扱 地 域		
アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港	20円
アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ	30円
アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア	48円
アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80円
アジア5	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国	90円
アジア6	東ティモール	127円
アジア7	朝鮮民主主義人民共和国	130円
アメリカ1	アメリカ合衆国（ハワイを除きます。）、カナダ	8円
アメリカ2	アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルト・リーコ	40円

アメリカ 3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク	32円
アメリカ 4	オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ドミニカ国、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92円
アメリカ 5	メキシコ合衆国	78円
アメリカ 6	フオー克蘭ド諸島	230円
オセアニア 1	ハワイ	8円
オセアニア 2	オーストラリア、クリスマス島、グアム、ココス・キーリング諸島、サイパン、ニュージーランド	40円
オセアニア 3	アメリカ領サモア、キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ツバル、トンガ王国、ニューカレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	56円
オセアニア 4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64円
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア独立国	80円
オセアニア 6	ソロモン諸島、ナウル共和国	160円
ヨーロッパ 1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22円
ヨーロッパ 2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48円

ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64円
ヨーロッパ4	モンテネグロ、コソボ共和国	142円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72円
アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90円
アフリカ3	ニジェール共和国、トーゴ共和国、南スーダン共和国	128円
アフリカ4	サントメ・プリンシペ民主共和国	257円
インマルサット2	インマルサット-M (インド洋)、インマルサット-M (大西洋西)、インマルサット-M (大西洋東)、インマルサット-M (太平洋)	364円
インマルサット3	インマルサット-B (インド洋)、インマルサット-B (大西洋西)、インマルサット-B (大西洋東)、インマルサット-B (太平洋)	308円
インマルサット4	インマルサット-ミニM/F (インド洋)、インマルサット-ミニM/F (大西洋西)、インマルサット-ミニM/F (大西洋東)、インマルサット-ミニM/F (太平洋)、インマルサットB G A N	250円

インマルサット5	インマルサットB G A N H S D	6 8 6 円
イリジウム	イリジウム	3 7 8 円
スラーヤ	スラーヤ	2 7 3 円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費  
1 適用

工 事 費 の 適 用																								
(1) 工事費の算定	工事費は、工事を要することとなるサービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。																							
(2) 工事の適用区分	<p>工事の適用区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工事の区分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>初期・移転設定に係る工事</td> <td>固定通信番号の初期登録及び移転登録に係る工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>設定変更に係る工事</td> <td rowspan="2">本表ア、エ以外の遠隔で実施する設定変更工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>リモート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ</td> <td>設定変更に係る工事費</td> <td rowspan="2">本表ア、エ以外の当社派遣を伴う設定変更工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>オンサイト</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>固定通信番号の登録等に係る工事</td> <td>契約者からの請求があった場合、当社は固定通信番号の変更に係る工事を実施します。この場合、1の工事ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>付加機能に係る工事</td> <td>                     (ア) 付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。                      (イ) 本表アに規定する初期・移転設定に関する工事と同時に工事を行う場合には適用しません。                      (ウ) 付加機能に係る工事を複数同時に行う場合、工事の数に関わらず工事費の額は1設定として算定します。この場合、工事費の額は、複数の工事費のうち最も高額のものとしします。                 </td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>番号ポータビリティに係る工事</td> <td>第56条（番号ポータビリティ）に関する登録又は登録の解除に係る工事に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分		適用	ア	初期・移転設定に係る工事	固定通信番号の初期登録及び移転登録に係る工事について適用します。	イ	設定変更に係る工事	本表ア、エ以外の遠隔で実施する設定変更工事について適用します。	リモート	イ	設定変更に係る工事費	本表ア、エ以外の当社派遣を伴う設定変更工事について適用します。	オンサイト	ウ	固定通信番号の登録等に係る工事	契約者からの請求があった場合、当社は固定通信番号の変更に係る工事を実施します。この場合、1の工事ごとに適用します。	エ	付加機能に係る工事	(ア) 付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。 (イ) 本表アに規定する初期・移転設定に関する工事と同時に工事を行う場合には適用しません。 (ウ) 付加機能に係る工事を複数同時に行う場合、工事の数に関わらず工事費の額は1設定として算定します。この場合、工事費の額は、複数の工事費のうち最も高額のものとしします。	オ	番号ポータビリティに係る工事	第56条（番号ポータビリティ）に関する登録又は登録の解除に係る工事に適用します。
工事の区分		適用																						
ア	初期・移転設定に係る工事	固定通信番号の初期登録及び移転登録に係る工事について適用します。																						
イ	設定変更に係る工事	本表ア、エ以外の遠隔で実施する設定変更工事について適用します。																						
	リモート																							
イ	設定変更に係る工事費	本表ア、エ以外の当社派遣を伴う設定変更工事について適用します。																						
	オンサイト																							
ウ	固定通信番号の登録等に係る工事	契約者からの請求があった場合、当社は固定通信番号の変更に係る工事を実施します。この場合、1の工事ごとに適用します。																						
エ	付加機能に係る工事	(ア) 付加機能の利用の開始、一時中断若しくは再利用の場合に適用します。 (イ) 本表アに規定する初期・移転設定に関する工事と同時に工事を行う場合には適用しません。 (ウ) 付加機能に係る工事を複数同時に行う場合、工事の数に関わらず工事費の額は1設定として算定します。この場合、工事費の額は、複数の工事費のうち最も高額のものとしします。																						
オ	番号ポータビリティに係る工事	第56条（番号ポータビリティ）に関する登録又は登録の解除に係る工事に適用します。																						
(3) 工事費の減額適用	<p>ア 当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p> <p>イ 次の付加機能に係る工事については、工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 発信者番号非通知機能</p>																							

2 工事費の額

工事の種類	単 位	工事費の額
初期・移転設定に係る工事 (光電話工事費)	1の工事ごとに	10,000円

設定変更に係る工事費	リモート (光電話変更工事費 (リモート))	1の工事ごとに	3,000円
	オンサイト (光電話変更工事費 (オンサイト))	1の工事ごとに	15,000円
固定通信番号の登録等に係る工事 (番号変更手数料)		1の固定通信番号ごとに	2,000円
付加機能に係る設定変更工事費	(1)発信者番号表示機能	1設定ごとに	1,000円
	(2)非通知着信拒否機能	1設定ごとに	1,000円
	(3)固定通信番号追加機能	1設定ごとに	1,500円
	(4)複数同時通信機能	1設定ごとに	1,500円
	(5)転送電話機能	1設定ごとに	1,000円
	(6)転送電話選択機能	1設定ごとに	1,000円
	(7)IP通信番号追加機能	1設定ごとに	500円
番号ポータビリティに係る工事 (番号ポータビリティ工事費)		1の固定通信番号ごとに	2,000円
備考 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には実費を支払っていただきます。			

### 第3表 附带サービスに関する料金

#### 第1 電話帳掲載料

##### 1 適用

区 分	内 容
電話帳掲載料の適用	電話帳掲載料は、料金表通則に係る規定に準じて適用します。

##### 2 電話帳掲載料の額

区 分		単 位	料 金 額 (1掲載ごと月額)
電話帳掲載料	職能別電話帳	電話帳1掲載ごとに	60円
	地域電話帳	電話帳1掲載ごとに	60円

### 第4表 手続きに関する料金

#### 1 適用

区 分	内 容
(1)同一番号移転可否情報調査料の適用	協定事業者(西日本電信電話株式会社に限り)が総務省から割り当てを受けた固定通信番号を同一番号で移転する際に必要となる、同一番号移転可否情報調査の手続きに適用します。
(2)手続きに関する料金の減免適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。

##### 2 料金額

種 別	単 位	料 金 額
-----	-----	-------

同一番号移転可否情報調査料	1 調査ごとに	1, 000円
---------------	---------	---------

## 附則

(実施期日)

この約款は、平成19年7月1日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年11月8日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

## 附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年8月15日から実施します。

(新規受付の停止)

2 平成20年8月15日以降、当社はオフィス光電話申込みがあったときは、これを承諾しません。

(経過措置)

3 この改正規定の実施の際現に、改定前の約款により提供されているオフィス光電話サービスの提供条件については、なお従前のとおりとします。

4 当社は、この改正規定にかかわらず、当社が別に定める場合には、これを承諾するものとします。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年10月24日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

## 附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年1月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月9日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年5月30日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかったオフィス光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年10月10日から実施します。